

令和3年度 行橋市立泉中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」、並びに「福岡県いじめ防止基本方針」に則り、～ いじめ しない させない みのがさない ～ の基本スタンスの共通理解を全員で図るとともに、『いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引（改定版）』（令和3年3月）に基づき、以下のとおり「いじめを生まない学校づくり」を目指す。

2 いじめの未然防止の取組

～「居場所づくり」と「絆づくり」～

いじめの未然防止にむけた学校・学級づくりの第1歩は、魅力ある学校（学級）であり、生徒が学校（学級）に魅力を感じるためには、一人一人が「自分の居場所」や「仲間との絆」を感じることでできる支持的風土をもった集団であることが大切である。

全ての生徒の「居場所」となる学校（学級）づくり
全ての生徒の「絆づくり」の場となる学校（学級）づくり

そのために、以下の取組を行う。

- ① 自己有用感が感じられる学校（学級）づくり
- ② 生徒がSOSを出しやすい教職員の姿勢（カウンセリングマインド）づくり
- ③ 生徒の声や変化を共有できる教職員の体制づくり
- ④ 規律ある学校（学級）づくり
- ⑤ 教職員の同じスタンスによる毅然とした指導

福岡アクション3
＜ステージ1＞
の徹底

～「生徒指導の機能」を生かした授業づくり～

上述した集団づくり（学級経営）とともに大切なことは、学校生活の中心である「授業」である。一人一人の居場所やお互いの絆でつながった温かい学習集団を基盤として、「生徒指導の3機能」を視点においた授業づくりを進めていく。

- ① 「自己存在感」をもたせる支援を工夫する。
- ② 「共感的人間関係」を育成する支援を工夫する。
- ③ 「自己選択・決定の場」を工夫して設定する。

～「人権尊重」の理念に基づく教育活動と学力の保障～

「いじめ」を許さない風土が醸成された学校・学級で過ごすことで、生徒は「いじめ」を許さない人権感覚を身につけることができる。

本校では、人権感覚の視点に立った「授業づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を全職員が一体となって進め、生徒に学ぶ楽しさを体験させるとともに、望ましい人間関係を培い、学習意欲の向上に努める。

その際、上述の「生徒指導の3機能」と併せて、以下の点に留意して授業づくりを進めていく。

- ① 授業の開始時間、終了時間をきちんと守る。
- ② 授業規律や学習のルールを徹底する。
- ③ 学習用具の忘れ物がないように指導するとともに、忘れた生徒に対しては予備の用具を準備するなど、忘れた生徒も学習活動が十分に行えるように努める。
- ④ 授業では学習の「めあて」や「まとめ」を提示するとともに、学習の流れや見通しをつかめるよう配慮する。
- ⑤ 生徒をきちんと名前呼び、生徒の発言にはしっかりと向き合って最後まで傾聴する。
- ⑥ 教師はポイントを絞って指示や説明を行い、活動（特に書く活動）や交流の場面を十分に設定し、その際、活動の様子を観察するとともに個別の支援にあたる。

3 いじめの早期発見の取組

(1) 基本的考え方

「いじめの定義」を再確認するとともに、いじめに関する情報を抱え込み、報告を行わないことは、法の規定に違反することを全職員で確認する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 「学校生活アンケート」（いじめに特化したアンケート含む）を毎月実施する。
（うち、「無記名アンケート」は4回／年）
また、アンケート等の結果については、生徒の在籍中は保管をする。
- ② 年度当初、福岡県教育委員会からの「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」を配布するとともに、福岡県版「いじめに関するアンケート」及び「早期発見チェックリスト（家庭向け）」を原則として学期に1回、『学校通信』等に掲載するなど啓発を図る。
- ③ 担任等による「教育相談」を3回／年実施し、緊急性のあるものは、速やかに管理職に報告をするとともに、事後は学年・学校全体で内容の共有を図る。
- ④ 毎日の「生活ノート」等の記述に注意を払い、教師は、受容的な視点からのコメントに努める。
- ⑤ 「相談ポスト」を1階廊下に設置し、毎日投函物を確認する。（養護教諭）
併せて、各機関からの「相談窓口」等については、随時、チラシの配布や『学校通信』等に掲載するなど生徒に周知する。
- ⑥ 相談室を整備し、原則として隔週木曜日をSCの面談日として、全校生徒に周知する。
- ⑦ 朝の会・帰りの会をはじめ、給食や清掃時間等、授業以外の学校生活の時間においても、生徒の様相を細やかに観察する。特に始業時においては、職員朝礼を効率的に行い、所属学年の学級活動に臨み、「福岡アクション3」を着実に実行する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

「いじめは、いかなる理由があっても絶対に許されない。」「いじめは、人間として卑怯な行為である。」「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる。」という大前提を共通理解の下、指導にあたる。

また、いじめの対応にあたっては、いじめられたとする生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで、受容的に接するとともに、いじめられた生徒を全面的に支援する。

加えて、生徒間のトラブルを形式的に法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、けんかやふざけあいであっても、被害者の「心身の苦痛」に視点を置き、いじめに該当するか否かを組織的に判断するとともに、常にその解消に向けて指導する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

～ いじめられた生徒への対応 ～

【一次対応】<緊急対応>

- いじめの事実関係を、正確に把握する。
- いじめられた生徒の安全を確保するとともに、「心のケア」等の支援を行う。
- 管理職及び関係教職員に報告し、保護者には把握した事実と今後の対応を伝える。

【二次対応】<短期対応>

- 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた生徒を支援する体制を整える。
 - 1) 「校内いじめ・不登校対策委員会」で、対象生徒の指導や今後の方針策を検討する。
 - 2) 指導・支援の体制や方針について全職員で共通理解する。
 - 3) 関係生徒と信頼・関連のある教職員を中心に、情報を共有しながら支援・指導にあたる。
 - 4) 必要があれば、関係機関（SC(スーパーハイパー)・児童生徒相談センター等）と連携しながら対応にあたる。

【三次対応】<長期対応>

- いじめられた生徒の学級及び集団への適応を促進する。

～ いじめた生徒への対応 ～

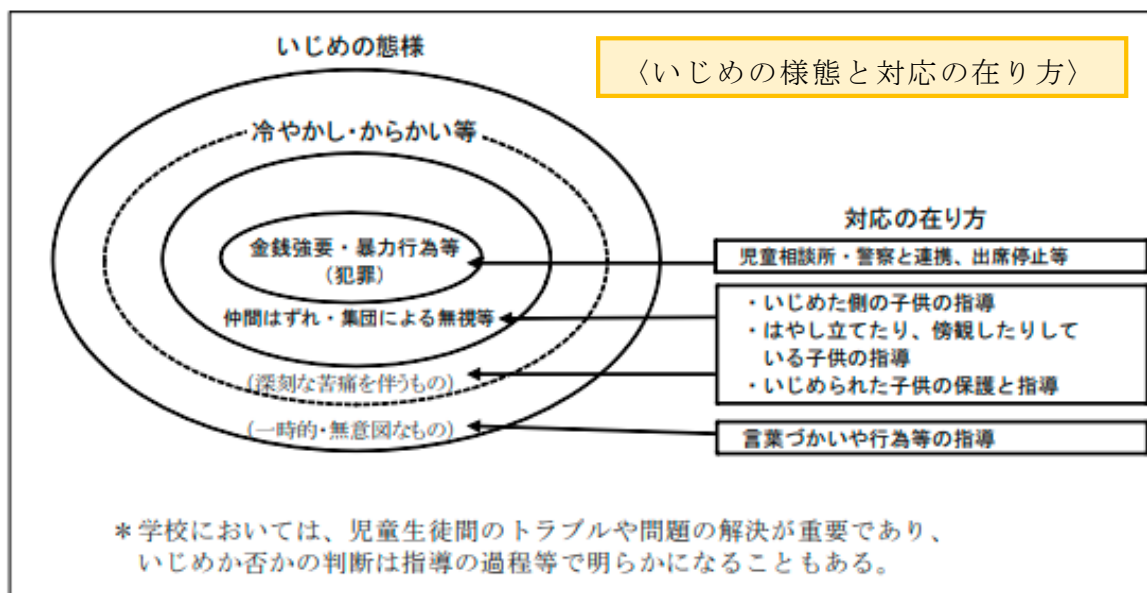
【一次対応】<緊急対応>

- いじめの事実と経過を複数の教職員で確認する。
- 管理職及び関係教職員に報告し、保護者には把握した事実と今後の対応を伝える。

【二次対応】<短期対応>

- いじめの態様等により、指導方針を立て、教職員間の共通理解を図る。

〈次頁図参照〉



『福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】』から

【三次対応】 <長期対応>

- 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導を行う。

～ いじめが起きた集団への働きかけ ～

【一次対応】 <緊急対応>

- いじめを当該関係生徒だけの問題に留めず、学級・学年、学校全体の問題として提起する。

【二次対応】 <短期対応>

- 「学級活動」や「特別の教科 道徳」の時間を使って、道徳教育等の充実を図る。

【三次対応】 <長期対応>

- 「共感的人間関係づくり」、「自己存在感が味わえる学級づくり」に努める。

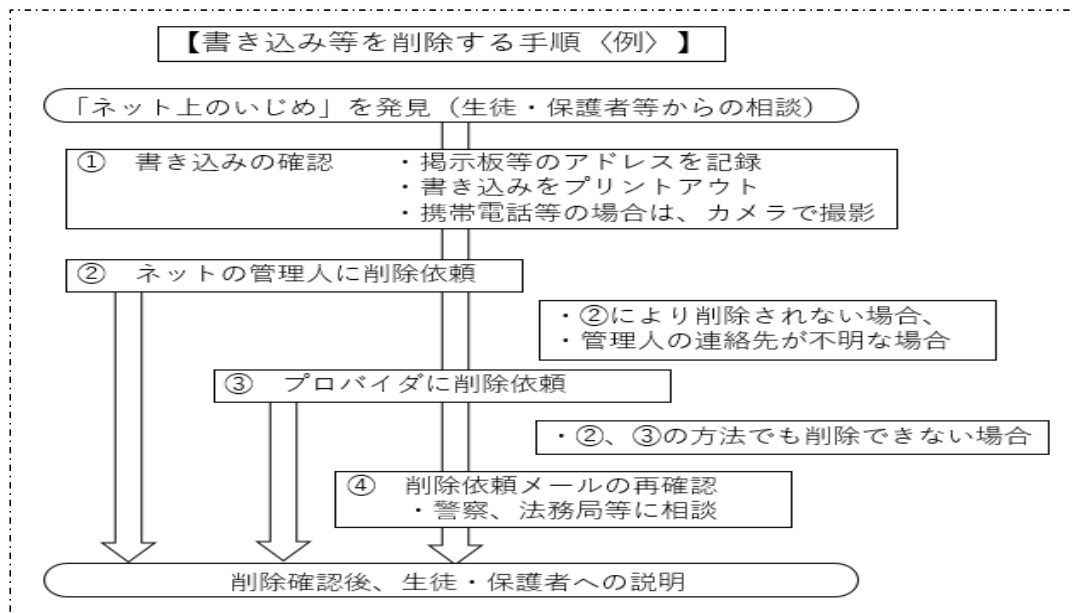
(3) ネット上のいじめの対応

未然防止については、インターネットの利便性や可能性、そして危険性を理解したうえで、ネット上のトラブル等について最終の動向を把握し情報モラルに関する指導を計画的に行っていく必要がある。また、本校が個人の携帯電話・スマートフォン等の校内への持込を制限している背景について、保護者からの理解と連携した取組は欠かせない。

- 福岡県教育委員会や福岡県PTA連合会等からの啓発リーフレットを確実に配布するとともに、配布にあたっては、生徒の実態に応じて学級活動等での指導を行う。
- 長期休業に入る前には、全般的な生徒指導と併せて、「ネットによるトラブル」についての指導を行う。
- 「情報モラル」について、年に1回以上、専門の講師を招聘した講演会を開催する。

早期発見についても、学校生活での表情や携帯電話・スマートフォン等の使い方の変化等について、サインを見逃さないよう保護者との連携を図っていく。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや映像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害に係る犯罪や法律違反等を見据えて、警察等の専門機関と連携を図っていくことも視野に入れておく。



(4) いじめの解消

いじめが解消したと判断するにあたっては、単に謝罪を持って解消したとはしない。次の2つの条件を満たしているとき、いじめが「解消している」と判断をする。

1 いじめに係る行為が止んでいること。
少なくとも3ヶ月「いじめが止んでいる状態」が継続している。

2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
「被害生徒本人」及びその「保護者」に対し、面談等により確認する。

【いじめ防止のための基本的な方針】

(平成25年10月11日 文部科学大臣決定・平成29年3月14日改定)

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

「いじめ防止対策推進法」(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合はその事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態の意味について>

- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たらなければならない。

- ① 学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに行橋市教育委員会へ報告する。
- ② 調査の際に、調査を行う組織は「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて適宜専門家（弁護士や精神科医、学識経験者、SC、SSW等）を加えて組織する。
- ③ 「事実関係を明確にする」ための調査を実施する。
 - ↳ 重大事態に至る要因となったいじめの行為が…
 - ・ いつ（いつ頃から）
 - ・ 誰から
 - ・ どのような様態でであったか
 - ・ いじめを生んだ背景事象
 - ・ 生徒の人間関係の問題
 - ・ 学校、教職員がどのように対応したか

これらについて、可能な限り網羅的に、かつ客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 質問紙調査〈アンケート〉の実施により得られた情報については、いじめられた生徒または保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査の実施にあたっては、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明をする等の措置に留意する。
- ⑤ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、または、情報を提供してくれた生徒からの聞き取りを行う場合は、いじめられた生徒や情報提供をした生徒を守ることを最優先とした配慮を行う。
- ⑥ また、調査にあたっては、当該生徒やその保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、調査の在り方や方向性等について協議を行って着手する。

(2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、学校は、事実関係はもちろん、その他の必要な情報を誠実に提供する。

情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行っていくが、他の生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報を十分に配慮し適切に情報を提供する。

ただし、いたずらに個人情報の保護を楯に説明を怠るようなことは決してあってはならない。

これらの調査の実施や結果の提供にあたっては、行橋市教育委員会をはじめ、関係機関と十分連携を図り対応する。

6 いじめの防止等の対策のための組織 <報告・指導体制>

— 次頁参照 —

7 学校評価

いじめの防止に向けた取組については、学校評価の中で検証し、保護者PTAや学校評議員会等、及びHPや『学校通信』に公表するとともに、行橋市教育委員会からの指導助言を仰ぐ。

また、特に下記の項目について、「いじめ・不登校対策委員会」を中心として評価・検証を行い、今後の取組に生かす。

(A：十分できている。B：ほとんどできている。C：やや不十分である。D：できていない。)

	点 検 項 目	評 価
1	報告体制	
①	職員会議等でいじめ問題に関する指導方針等の確認	
②	いじめ問題に関する確実な報告・連絡体制の整備	
2	早期発見・早期対応	
③	月1回の「いじめに関するアンケート」の実施	
④	職員会議等での気になる生徒の情報交換	
⑤	年3回程度、全生徒を対象とした「教育相談」の実施	
⑥	「相談ポスト」の生徒への周知と定期的な確認	
3	未然防止	
⑦	豊かな「人間関係づくり」の実施	
⑧	「規範意識」向上の取組	
4	校内体制の整備	
⑨	月1回「校内いじめ不登校対策委員会」の実施	
⑩	いじめ問題に関する取組の評価<PDCA>	
5	教員研修	
⑪	年度当初、手引を活用した研修会の実施	
⑫	夏季休業期間等にSC等の専門家による研修会の実施	
6	学校・家庭・地域連携	
⑬	「家庭用リーフレット」<チェックリスト>の配布	
⑭	保護者対象のいじめ問題に関する研修会の実施	

【 報告・指導体制 】

